

印西市立小学校及び中学校の適正配置について 答申（素案）に関する意見及び対応

| 番号 | ページ | 項目 | 意見（要約） | 答申（素案）への対応 |
|----|----------|--|--|--|
| 1 | 1 | ◎ はじめに | 答申書の構成について、「1 印西市のめざす学校教育について」の前に諮問事項を記載するとともに、審議事項の①②への答えを明記したほうが良い。 | 会長と調整させていただきました。 |
| 2 | 4 | 2 印西市立小学校及び中学校の現状について (2) 児童生徒数の現状及び推移 | グラフの人数について、平成22年の市村合併前の児童生徒数をどのように整理したのかを明記したほうが良い。 | 合併前については、旧印旛村及び旧本埜村の児童生徒数を合算していますので、以下の注釈を追記しました。 「合併前については、旧印旛村及び旧本埜村の児童生徒数を合算しています。（H28～H33は推計）」 |
| 3 | 7 | 3 印西市における学校適正規模の考え方について (1) 学校規模による学校教育への影響 ① 大規模校化することによる課題 ア 教育指導面 | 「児童生徒一人一人に目が行き届きにくい」について、児童生徒数が多くなると一人職である管理職員、養護教諭、事務職員にとっては、目が行き届きにくい面もあると思うが、学級担任は学級数に応じて配置されていることから、学校規模によらず条件は同じとなる。このことを誤解されないようにされたい。 | 平成27年3月に教育委員会で策定した「印西市における小・中学校適正規模の考え方」においても、同様の表現を用いています。ここでは、学級担任だけでなく、教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難な場合があるという意味で表記しています。 なお、説明の際には誤解のないように注意します。 |
| 4 | 7 | 3 印西市における学校適正規模の考え方について (1) 学校規模による学校教育への影響 ② 大規模校化することによる課題 ア 教育指導面 | 「一人ひとり」については、「一人一人」が適切な表記と思われる。 | 「一人一人」という表記に統一しました。 |
| | 9 | (2) 小・中学校適正規模の考え方 ② 適正規模の考え方 a 小学校（行：大規模校 項目：状況） b 中学校（行：大規模校 項目：状況） | | |
| | 11 | 4 印西市立小・中学校の適正配置のあり方について (1) 学校適正配置の必要性 ② 「印西市における小・中学校適正規模の考え方」の観点から ア 教育指導面 | | |
| 5 | 9 | 3 印西市における学校適正規模の考え方について (2) 小・中学校適正規模の考え方 ② 適正規模の考え方 小学校・中学校 | 表の項目「学級数」については、「通常学級数」に修正するか、または「特別支援学級を含まない」を加えたほうが良い。 | 「通常学級数」という表現に修正しました。 |
| 6 | 12 | 4 印西市立小・中学校の適正配置のあり方について (1) 学校適正配置の視点 視点3 通学距離と通学時間の考え方 | 視点3のタイトルが「通学距離と通学時間への配慮」となっているが、この通学距離や通学時間では配慮とは言えない。これまでの審議経過から現状に対応した考え方として、スクールバスの運行を盛り込んでどうか。 | 視点3については、学校適正配置を行う上で、通学距離や時間が児童生徒に与える影響に配慮し、適切な通学区域を設定するために設けたものです。 スクールバスの運行については、「5（5）学校適正配置を進めるにあたっての留意事項」の「②通学への配慮」の【具体例】の中で配慮することとしています。 |
| 7 | 15 19 | 5 学校適正配置の取り組み方について (4) 学校適正配置シミュレーション ① 永治小学校 ～ ⑦ 小倉台小学校 | 学校適正配置シミュレーションの書き方については、審議結果を先に記述したほうが良い。 | 「審議結果」及び「説明」という構成で整理しました。 |
| 8 | 19 | 5 学校適正配置の取り組み方について (4) 学校適正配置シミュレーション ⑤ 本埜第二小学校【統合後の学区】 | 掲載地図に本埜第二小学校区の生徒が通うこととなる小林中学校の位置を表示されたい。 | 掲載地図に小林中学校を表示しました。 |
| 9 | 20 | 5 学校適正配置の取り組み方について (4) 学校適正配置シミュレーション ⑦ 小倉台小学校 | 『本校については、学区内における住宅開発が急速に進んでおり、本答申の「5 学校適正配置の取り組み方」の「（3）学校適正配置の実施方策」の「②大規模校の対応」に基づいた対応を進める。』という説明で良いのではないか。 | 文章を修正しました。 |
| 10 | 20 | 5 学校適正配置の取り組み方について (5) 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項について ① 児童生徒への配慮【具体例】 | スクールカウンセラーについては、現在、県から中学校に週1日派遣されているが、学校適正配置のために児童生徒に聞き取り調査をするなどの余裕はないことから、現実的には学校問題指導員の派遣が適当ではないか。 | 「学校問題対策指導員などの派遣」に修正しました。 |
| 11 | 20 21 | 5 学校適正配置の取り組み方について (5) 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項について ① 児童生徒への配慮 ～ ◎ おわりに | この文章だけが常体ではなく敬体を用いているので統一されたい。 | 「留意事項について」は、文章を常体としました。なお、「◎おわりに」については、「◎はじめに」と同様に敬体としました。 |
| 12 | 21 | 5 学校適正配置の取り組み方について (5) 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項について ④ 統合後の学校施設について | 学校施設の跡地利用については、地域の中核施設としての役割に配慮し検討されたい。 | 文章を修正しました。 |